

長沼町高齢者世帯等生活支援金給付事業について

1 目的

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響が、特に大きいと考えられる低所得の高齢者及び障がい者世帯に対して、高齢者世帯等生活支援金を給付することにより、その影響を緩和することを目的とします。

2 給付対象世帯等

(1) 給付対象世帯は、基準日（令和4年6月1日）において、長沼町の住民基本台帳に登録されている世帯（その世帯主及び全ての世帯員が令和4年度分の市町村民税均等割を課税されていないものに限る。）であって、次の条件のいずれかに該当する世帯とします。ただし、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象となる世帯は除きます。

- ① 満65歳以上の者の属する世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者の属する世帯

(2) 受給権者は、原則、世帯の世帯主とします。

3 給付額

給付1世帯につき20,000円

4 申請受付期間

令和4年9月20日（火）から令和5年1月31日（火）

5 申請書の配布及び給付方法

(1) 申請書の配布

支給対象となる可能性がある世帯の世帯主に申請書を郵送します。

- ※ 対象世帯と思われる場合で申請書が届いていない際はご連絡願います。
- ※ 本町に課税情報のない1月2日以降転入者は、令和4年1月1日現在に在住の市区町村が発行する住民税非課税証明書在世帯員全員分（18歳以下不要）添付いただきます。
- ※ 住民税未申告の場合は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料における調査結果を参考とします。調査の結果、課税状況が不明な場合は、住民税申告を行っていただきます。（未申告者の内18歳以下の方、生活保護被保護者は申告不要）

(2) 申請の方法

感染拡大防止の観点から、支援金の申請は郵送申請方式を基本とします。

郵送された申請書に、必要事項を記載し、同意書に署名をいただき、申請書と共に同封した返信用封筒にて本町へ郵送して下さい。

(3) 支援金の支給

支援金の支給は、原則として受給権者の本人名義の銀行口座へ振り込みとします。

6 問い合わせ先

(1) 市町村民税非課税要件については、税務住民課税係 TEL 76-8011

(2) その他要件、他支援金全般については、保健福祉課福祉係 TEL 82-5555